

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入（ご入力）いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット（本サイト）に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレット（告知画面）に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【C型～E型、G型をセットしたプランにご加入になる方のみご確認ください】

- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

【普通傷害型にご加入になる方のみご確認ください】

- 職業・職種（職種級別）をご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表と分類が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、カス、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 名鉄保険サービス株式会社 担当：林（あやか）・荒木・今村
〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-26-25（メイフィス名駅ビル 9階）
無料電話：0120-000-853 電話：052-581-6121 FAX：052-586-0619
メールアドレス：dantai@meitetsu-hs.co.jp（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 引受幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部第一課 担当：橋谷・亀井・青山
〒460-8551 名古屋市中区丸の内 3-22-21
電話：052-953-3871 FAX：052-953-3693（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（ナビダイヤル）0570-022808<通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
事故対応窓口 損害保険ジャパン株式会社 愛知火災新種保険金サービス第一課
電話：052-953-3911 FAX：052-953-3691（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 名鉄保険サービスは引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、名鉄保険サービスとご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）
ご不明点等がある場合には、名鉄保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、補償開始より3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。
- 場合によりましては、やむを得ずご加入をお断りさせていただく場合がございます。

SJ23-08489-2023年10月06日作成

令和6年度
募集パンフレット

名鉄グループの皆さまへ

自転車事故に備えるプランもあります！ （P.5,6参照）

36.25%割引適用

（団体割引25%
優良割引15%）

団体傷害総合保険

（傷害総合保険）

突然の事故によるケガを通院1日目から補償します

- 保険期間
令和6年4月1日午後4時から
令和7年4月1日午後4時まで
- 申込締切日
令和6年1月25日



加入依頼書提出先

名古屋鉄道共済会

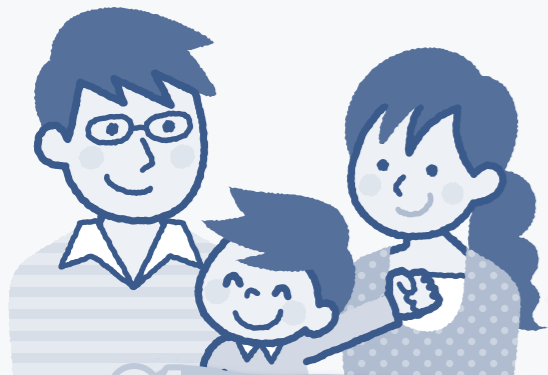
電話 052-882-1980 鉄道電話 92-6403

加入依頼書提出先・お問い合わせ先（取扱代理店）

名鉄保険サービス(株)

無料電話 0120-000-853 電話 052-581-6121
F A X 052-586-0619

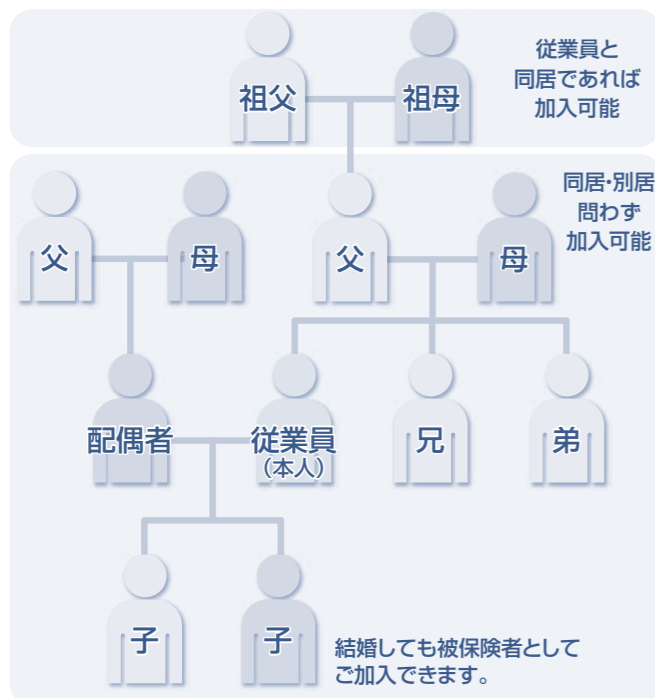
メールアドレス dantai@meitetsu-hs.co.jp
〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-26-25（メイフィス名駅ビル9階）



名鉄グループ 団体傷害総合保険ってどんな保険？

Q1 誰が入れるの？

- 保険契約者／名古屋鉄道株式会社
- 加入対象者／名古屋鉄道株式会社および子会社・関連会社の役員・従業員の皆さま
- 被保険者(保険の対象となる方)／名古屋鉄道株式会社および子会社・関連会社の役員・従業員の皆さままたはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。被保険者本人のみが保険の対象となります。個人賠償責任における被保険者は、6ページをご覧ください。



Q2 割引は何パーセントなの？

POINT! 割引は毎年見直し
36.25%割引です。

一般で加入された場合に比べて
36.25%割引の保険料になっております。
(特約部分も36.25%割引です。)

※本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況に基づく割引が適用されます。
(団体割引25%、優良割引15%)

Q3 どのくらい保険が使われているの？

POINT!
グループの方のお役に立っています!!

- 支払件数・支払総額 (※本制度の実績 令和4年1月1日～令和4年12月31日まで)
- ◆支払件数：295件
- ◆支払総額：27,953,453円

〈事故例〉

- ・自転車運転中に転倒し後遺障害が残った 支払保険金…1,925万円
- ・スクーター搭乗中にフェンスに激突し後遺障害が残った 支払保険金…888万円

※実際のお支払いは、ご加入の内容やおケガの状態により異なります。

保険金は健康保険・生命保険・労災保険および加害者からの賠償金等に関係なくお支払いします。
また、入院・通院保険金は1日目からお支払いします。

Q4 保険契約の継続手続きはどうすればいいの？

保険契約は、お客さまより申し出のないかぎり自動継続ですので補償が続き安心です。
継続時ご契約内容の変更を希望される方は、WEB(本サイト)にてお手続きください。

Q5 保険料はどうやって払えばいいの？

保険料は 毎月給与から控除されますので、手続きが簡単です。
※4月給与控除開始

Q6 退職時にはどうすればいいの？

退職時には、名鉄保険サービスにご連絡ください。
退職後も在職者と同じ制度で、年齢に関係なくご継続できます。
ご継続の場合、保険料の一括払込が必要となる場合があります。

Q7 どのようなプランがあるの？



日常生活でのケガが心配だわ。。。そんなあなたへ

A型 普通傷害プラン がおすすめ!!



ケガの補償は欲しいけど、保険料を安く抑えたいな。。。死亡・後遺障害保険金がない

F型 入通院プラン がおすすめ!!
保険料は月々490円から 支払例は次ページをチェック! →



交通事故でのケガが心配だわ。。。交通従事者のあなたに

X型 交通傷害型 がおすすめ!!
支払例は次ページをチェック! →



その他選べるオプションが5つも! ※普通傷害型(A型、F型)とセット加入が必要です。

B型 交通事故死亡・後遺障害増額補償



C型 個人賠償責任補償



D型 携行品損害補償



E型 ホールインワン・アルバイトロス費用補償



G型 被害事故補償



詳細は次ページ以降をご参照ください。

普通傷害型

日常生活やレジャー等で起きた急激かつ偶然な外来の事故によるケガを幅広く補償します。
※病気は対象外です。

地震・噴火またはこれらによる津波でのケガを補償します。

A型 普通傷害プラン

ケガの多いお子さまやスポーツ好きなあなたにオススメです!!

普通傷害プランでの補償内容

加入口数	1口	2口	3口	4口	5口
死亡・後遺障害保険金額	121万円	242万円	363万円	484万円	605万円
入院保険金日額	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円	12,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍				
通院保険金日額	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円	8,000円
月額保険料	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円

F型 入通院プラン

死亡・後遺障害保険金がない分、割安な保険料でご加入できます。
(補償範囲はA型普通傷害プランと同じです。)

入通院プランでの補償内容

加入口数	1口	2口	3口	4口	5口
入院保険金日額	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円	12,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍				
通院保険金日額	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円	8,000円
月額保険料	490円	980円	1,470円	1,960円	2,450円

X型 交通傷害型

万一の交通事故のみに限定したケガを補償します。

地震・噴火またはこれらによる津波でのケガを補償します。

交通傷害危険のみ補償特約セット

交通傷害型での補償内容

加入口数	1口	2口	3口	4口	5口
死亡・後遺障害保険金額	811万円	1,622万円	2,433万円	3,244万円	4,055万円
入院保険金日額	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円	12,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍				
通院保険金日額	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円	8,000円
月額保険料	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円

このようなときお役に立ちます

下記交通事故に起因するケガ
階段から落ちてケガ
スズメバチに刺されてケガ
料理中にヤケド
地震でケガ
学校の校庭でケガ



ライフスタイルに合わせて 普通傷害型とセット加入 選べる5つのオプション

さらに安心をアップしたい!!

B型 交通事故死亡後遺障害増額補償



交通事故時の高額補償が得られます。

加入口数	死亡・後遺障害保険金額	月額保険料
1口	545万円	200円
2口	1,090万円	400円
3口	1,635万円	600円
4口	2,180万円	800円
5口	2,725万円	1,000円

交通傷害危険のみ補償特約セット(傷害総合保険)

C型 個人賠償責任補償

国内外を問わず、日常生活の偶然な事故で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。



示談交渉サービスをご利用いただけます。
※日本国内で発生した事故にかぎります。

個人賠償責任保険金額	月額保険料
1億円	110円

※補償の対象となる方は、6ページをご参照ください。

G型 被害事故補償

被害事故により死亡された場合、または所定の重度後遺障害が生じた場合にお支払いします。

被害事故保険金額	月額保険料
1,000万円	10円



このようなときお役に立ちます

通り魔にあいケガをして後遺障害が残った。
ひき逃げにあいケガをして後遺障害が残った。

お支払例

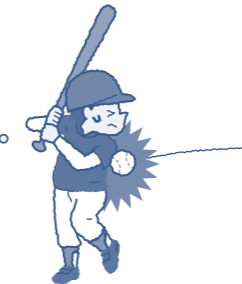
野球をしている時にボールがあたり骨折した。(入院5日、通院10日)

[加入内容] F型 2口

[支払保険金]

- 入院保険金 4,800円 × 5日 = 24,000円
- 通院保険金 3,200円 × 10日 = 32,000円

合計 56,000円



安心してレジャーを楽しみたい!!

D型 携行品損害補償

国内外を問わず、外出先で携行品を損壊した、または盗まれた場合に補償します。(紛失は除きます。)



携行品損害保険金額	月額保険料
30万円	130円

※自己負担額1事故につき3,000円
※乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。
※地震・噴火・津波は対象外です。

E型 ホールインワン・アルパトロス費用補償

日本国内のゴルフ場でホールインワンやアルパトロスを達成した場合に慣習として負担する費用を補償します。



ホールインワン・アルパトロス補償金額	月額保険料
50万円(E1型)	370円
100万円(E2型)	750円

⚠️ 交通事故に起因するケガに、限定したプランです!!

このようなときお役に立ちます

車にはねられてケガ
バイク・自転車で転倒してケガ
地震で事故をおこしケガ
バスのステップを踏み外してケガ
駅の改札内で転倒しケガ
※乗客として駅の改札に入る場合にかぎります。
満員電車で肋骨にひびが入りケガ

お支払例

自転車に乗っている時に転倒して後遺障害が残った。(入院30日、通院10日、後遺障害等級3級)

[加入内容] X型 2口

[支払保険金]

- 入院保険金 4,800円 × 30日 = 144,000円
- 通院保険金 3,200円 × 10日 = 32,000円
- 後遺障害保険金 16,220,000円 × 78%^(※) = 12,651,600円

(※)後遺障害等級3級の保険金支払割合 合計 12,827,600円

(注1) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率の変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注2) おひとりにつき5口を超える(普通傷害型と交通傷害型を合わせて)ご加入が明らかになった場合は、ご加入内容の訂正をさせていただきますので、ご了承ください。
(注3) 天災危険補償特約により、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガを補償します。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、7ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

多くの自治体で自転車保険が義務化へ!!

愛知県や岐阜県をはじめとする多くの自治体では、自転車保険の加入を義務化しています。被害者保護と加害者の経済的負担の軽減のために、現在は努力義務としていた自治体も自転車保険加入を義務化しようとする動きがあります。



令和4年に自転車同士の事故は2,940件、歩行者との事故は2,905件起きています。[出典]警察庁交通局 令和4年中の交通事故の発生状況 中には、高額の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。また、この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。(親権者の責任が問われます。)



<高額賠償となった事例>

賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走り交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)

【出典】日本損害保険協会 知っていますか?自転車の事故~安全な乗り方と事故への備え~

個人賠償責任補償(C型)は、自転車運転中の事故による賠償事故に加えて、日常生活の賠償事故も補償します!

示談交渉
サービス付
(国内の事故のみ)

このようなときお役に立ちます



自転車で他人にケガを負わせたり、他人のモノにキズをつけた



お店の商品を壊した



飼犬が他人に噛みついてケガを負わせた



他人のモノを壊した



階下に水漏れを出した

自転車事故やその他の事故に備えるなら!



このプランでは、従業員本人のおケガによる入通院とご家族の個人賠償責任を補償します。



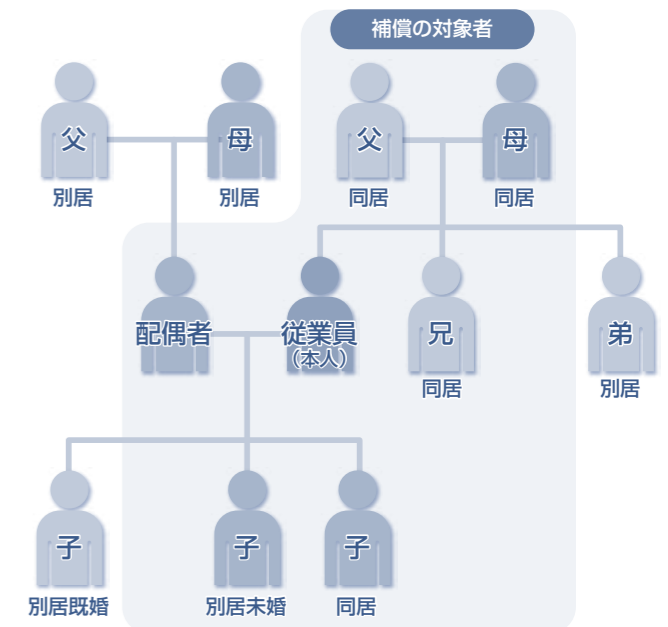
傷害 (従業員本人分) 入通院プラン (F型) 1口 490円	+	個人賠償責任補償 C型 110円	=	月額保険料 600円
---	---	------------------------	---	------------

- ・個人賠償責任補償(C型)には、単独ではご加入できません。従業員本人が、普通傷害プラン(A型)か入通院プラン(F型)とセットで加入することが必要です。
- ・個人賠償責任補償(C型)は、従業員本人のみがご加入いただけます。

(注) 業務で自転車を使用中に起こした事故は、個人賠償責任補償では補償されません。

個人賠償責任補償(C型)は、従業員本人の加入で下記の方が自動的に被保険者(補償の対象者)となります!

ア.本人
イ.本人の配偶者
ウ.本人またはその配偶者の同居の親族(※1)
エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子(※2)
オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
(※1)「親族」とは、本人の6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
(※2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。



■団体傷害総合保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、本パンフレット(本サイト)に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：名古屋鉄道株式会社
- 保険期間：令和6年4月1日午後4時から1年間となります。 ■申込締切日：令和6年1月25日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット(本サイト)に記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：名古屋鉄道株式会社および子会社・関連会社の役員・従業員
 - 被保険者：名古屋鉄道株式会社および子会社・関連会社の役員・従業員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法：令和6年4月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法：下表のとおりお手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。 WEB お手続きの場合は「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出ください。WEB お手続きの場合は本サイトの「2. 被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。
	継続加入を行わない場合	名鉄保険サービスまでご連絡ください。WEB お手続きの場合は本サイトの「2. 被保険者登録・プランの選択」で脱退ボタンを押下してください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された(WEBの場合は申込画面に表示された)継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書(申込画面)の修正方法等は名鉄保険サービスまでお問い合わせください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。
その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日午後4時から令和7年4月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月当月の給与から毎月控除されます。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店の名鉄保険サービスまでご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 失効：ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

普通傷害型

A型 普通傷害プラン

F型 入院プラン

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 入通院プランでは補償されません。 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
	後遺障害保険金 入通院プランでは補償されません。 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関する行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

特約 [B型~E型、G型の特約をセットの場合]

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	B型 交通事故死亡・後遺障害増額補償 10ページの交通傷害型「死亡保険金」および「後遺障害保険金」をご覧ください。	10~11ページの交通傷害型「死亡保険金」および「後遺障害保険金」をご覧ください。
賠償責任(国内外補償)	C型 個人賠償責任(注) 日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず。)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

特約 【B型～E型、G型の特約をセットの場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任（国内外補償） C型 個人賠償責任（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準する物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p style="text-align: right;">など</p> <p>（※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>（※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>（※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
物の損害の補償（国内外補償） D型 携行品損害（注）	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>（※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>（※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>（注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>（注2）次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p style="text-align: right;">など</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 <p style="text-align: right;">など</p> <p>（※）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>
費用の補償（国内のみ補償） E型 ホールインワン・アルバトロス費用（注）	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。）、 ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。） <p>（※1）「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>（※2）「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）し、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>（※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>（注1）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。</p> <p>（注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①ゴルフの競技または指導を職業として行っている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス <p style="text-align: right;">など</p>

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

特約 【B型～E型、G型の特約をセットの場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償（国内のみ補償） E型 ホールインワン・アルバトロス費用（注）	<p>★ご注意ください!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> ①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 <p>（※4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>（※5）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p><前ページより続きます></p>
被害事故（国内外補償） G型 被害事故補償（注）	<p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害^(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 <p style="text-align: right;">など</p> <p>（※）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないものに該当する場合 ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 <p style="text-align: right;">など</p>

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

X型 交通傷害型

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
 - ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故
 - ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
 - ④交通乗用具の火災
- （※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 （国内外補償） 死亡 保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
後遺障害 保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）</p>	
入院 保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）</p>	

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 （国内 外補償）	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin: 5px 0;"> $\text{＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍})$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍})$ </div> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・修復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑩船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑪航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑫グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑬被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin: 5px 0;"> $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ </div> (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は名古屋鉄道株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容(加入手続き画面・告知画面の入力内容)に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入(加入手続き画面・告知画面にご入力)いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項(加入手続き画面・告知画面の入力事項)とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務(普通傷害型の場合) ★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入(入力)されなかった場合または事実と異なることを記入(入力)された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

[普通傷害型の場合]

●加入依頼書等(加入手続き画面等)記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく名鉄保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■普通傷害型では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

[共通]

●加入依頼書等(加入手続き画面等)記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく名鉄保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ名鉄保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、名鉄保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の令和6年4月1日午後4時に始まりです。

*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは名鉄保険サービスまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書

